の(1)又は(2)に掲げる措置であって、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置として定める基準を満たすもの（以下「医療協定等措置」という。）を講じたと認められる場合であって、当該医療機関（以下「対象医療機関」という。）が医療協定等措置を講じたと認められる日の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として算定した額が、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として算定した額を下回った場合には、当該対象医療機関に対し、当該感染症の流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置（以下「流行初期医療確保措置」という。）を行うものとし、その事務を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険団体連合会に委託することができるものとした。（第三六条の九関係）

(二)　(一)の感染症の流行初期における医療の確保に要する費用の額は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から(一)の政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、対象医療機関が医療協定等措置を講じたと認められる日の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として算定した額と新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前の(一)の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として算定した額との差額として算定した額とするものとした。（第三六条の一〇関係）

(三)　都道府県は、流行初期医療確保措置に関する費用及び流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用を支弁するものとした。（第三六条の一一関係）

(四)　国は、都道府県に対し、流行初期医療確保措置に要する費用の八分の三に相当する額を交付するものとした。（第三六条の一二関係）

(五)　都道府県が(三)により支弁する流行初期医療確保措置に要する費用の二分の一に相当する額については、支払基金が当該都道府県に対して交付する流行初期医療確保交付金をもって充てるものとし、当該流行初期医療確保交付金は、支払基金が徴収する(六)の流行初期医療確保拠出金をもって充てるものとした。（第三六条の一三関係）

(六)　支払基金は、(七)の支払基金の業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、保険者等から流行初期医療確保拠出金及び流行初期医療確保関係事務費拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）を徴収するものとし、保険者等は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うものとした。（第三六条の一四関係）

(七)　流行初期医療確保拠出金等の額の算定方法及び手続並びに支払基金の業務等の事項その他の規定の整備を行うこととした。（第三六条の一五～第三六条の四〇及び附則第一五条関係）

13　健康観察の委託等

(一)　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する健康状態の報告の求めについて、当該都道府県知事が適当と認める者に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた者は当該報告の内容を当該都道府県知事に報告しなければならないものとした。（第四四条の三第四項及び第六項並びに第五〇条の二第四項関係）

(二)　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間における当該者の健康状態の報告の求めについて、一部の第二種協定指定医療機関その他当該都道府県知事が適当と認める者に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた者は当該報告の内容を当該都道府県知事に報告しなければならないものとした。（第四四条の三第五項及び第六項並びに第五〇条の二第四項関係）

(三)　都道府県知事は、(一)若しくは(二)の報告又は(二)の患者等に外出しないことその他の感染症の感染の防止に必要な協力を求めるときは、必要に応じ、市町村長に対し協力を求めるものとし、市町村長は、その求めに応ずるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、新型インフルエンザ等感染症若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者若しくは所見がある者に関する情報その他の情報の提供を求めることができるものとした。（第四四条の三第九項及び第一〇項並びに第五〇条の二第四項関係）

14　新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の医療に要する費用負担

(一)　都道府県は、その区域内に居住する宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症の患者（以下「新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者」という。）及び新感染症の所見がある者（以下「新感染症外出自粛対象者」という。）又はこれらの者の保護者から申請があったときは、当該新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者が第二種協定指定医療機関から受ける厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担するものとした。（第四四条の三の二及び第五〇条の三関係）

(二)　都道府県は、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者が、緊急その他やむを得ない理由により、第二種協定指定医療機関以外の病院等から1の医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、申請により(一)の例によって算定した額の療養費を支給することができるものとした。（第四四条の三の三及び第五〇条の四関係）

15　新型インフルエンザ等感染症の患者等の検体等を収集する仕組みの整備

(一)　厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表を行ったときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等を行うまでの間、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の性質並びに当該感染症にかかった場合の病状の程度に係る情報その他の必要な情報を収集するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者その他厚生労働省令で定める者に対し、当該感染症の患者等の検体又は当該感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請することができるものとした。（第四四条の三の五第一項及び第五〇条の六第一項関係）

(二)　(一)の要請を受けた者は、検体又は病原体の全部又は一部を所持している等のときは、直ちに、当該者の所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市等の長にこれを提出しなければならないものとし、都道府県知事又は保健所設置市等の長は、その提出を受けたときは、直ちに、当該検体又は病原体について検査を実施し、その結果を、電磁的方法により厚生労働大臣等に報告しなければならないものとした。（第四四条の三の五第三項及び第四項並びに第五〇条の六第三項及び第四項関係）

(三)　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事又は保健所設置市等の長に対し、(二)により提出を受けた検体又は病原体の全部又は一部の提出を求めることができるものとした。（第四四条の三の五第五項及び第五〇条の六第五項関係）

16　新型インフルエンザ等感染症の患者等の退院等の届出

一部の感染症指定医療機関の医師は、入院している新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときは、当該患者等について一定の事項を、電磁的方法により当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣（その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣）に届け出なければならないものとした。（第四四条の三の六及び第五〇条の七関係）